

第 11 期 横浜市分別収集計画

令和 7 年 8 月 19 日

1 計画策定の意義

横浜市では、市民・事業者の皆様のご協力のもと、燃やすごみの大幅な削減を達成し、現在は、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」をはじめとする各種リサイクル法に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進している。

横浜市分別収集計画（以下、「本計画」という。）は、このような状況のなか、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下、「法」という。）第 8 条に基づき、一般廃棄物に含まれる容器包装廃棄物を分別収集し、その減量・リサイクルを促進する目的で、市民・事業者・行政のそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物や製品プラスチックの 3 R を推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成を目指すものである。

2 基本的方向

- ・分別収集や 3 R の推進を通じて、将来にわたる安定的なごみ処理を実現し、SDG s の達成はもちろん、脱炭素社会の実現や循環経済の移行に向け、果敢に挑戦する。
- ・環境、経済、社会的な課題解決に向け、市民・事業者・行政が共に考え、取り組んでいくことで誰もが快適に暮らし、将来世代に良好な環境を引き継いでいく。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和 8 年 4 月を始期とする 5 年間とし、3 年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、ペットボトル、プラスチック製容器包装、製品プラスチック、飲料用紙製容器、段ボールを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：トン）

	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
容器包装廃棄物	242,347	233,568	223,958	215,409	207,265
製品プラスチック	22,858	22,320	21,672	21,098	20,535

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、プラスチック対策を進めるとともに、環境学習の機会の拡大や様々な媒体を活用した情報発信を進める。

(1) プラスチックごみの発生抑制・リサイクルに向けた取組

ア 使い捨てプラスチックの削減に向けた取組

スプーンやフォーク、使い捨て容器等の使い捨てプラスチックを削減するため、市職員の率先行動や市庁舎商業施設での取組をさらに進める。小売店等と連携して啓発キャンペーンを実施するとともに、マイボトルの利用を促進するため、マイボトルスポットを拡充するほか、広報紙やSNS等で広く市民の皆様に呼びかける。

イ 地域コミュニティでのボトル to ボトル実証実験の実施

みなとみらい21地区で実施したボトル to ボトル（ペットボトル水平リサイクル）に係る実証実験を参考に、地域や商店街等にペットボトル回収機を設置し、地域コミュニティにおけるボトル to ボトルの持続可能性を検証する実証実験を実施する。

(2) 環境学習・普及啓発の推進

ア 子どもたちへの環境学習

- (ア) 市内の小学4年生を対象に授業の学習補助教材として副読本を配布するとともに、ごみ焼却工場などにおいて社会科見学の受け入れを行う。
- (イ) 保育園・幼稚園・小学校で、ごみの分別・リサイクルのゆくえを学ぶ出前教室や収集車を使った収集体験などを行う。環境への意識を大人になっても持ち続けていくために、継続的に学ぶ機会を提供する。
- (ウ) 分別や3R、まちの美化につながる行動へのきっかけとするため、小・中学生を対象としたポスターコンクールを実施する。

イ 普及啓発の取組

(ア) 説明会・イベント実施などによる普及啓発

市民の皆様に正しい分別ルールや3R行動をご理解いただき、実践につなげていくため、子育て世代や高齢者など様々な対象者に合わせた普及啓発を行う。

地域での説明会や、小売店の店頭、区民まつり、ごみ焼却工場での啓発イベント等を活用し、対面による啓発を実施する。

(イ) 市外からの転入者への情報提供

区役所での転入手続き時に、ごみの分け方・出し方を案内するパンフレットなどを配布する。

(ウ) 外国籍の方へのごみ出しルールの周知

外国語版リーフレット（10言語）の配布、ごみ分別検索システム（3言語）の運用を行う。

多文化共生ラウンジなどの関係機関と連携し、日本語教室や外国人コミュニティでの説明会、インターナショナルスクールでの出前教室を実施する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集を行う容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。また、収集に係る分別収集の区分を下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶・びん・ペットボトル
主としてガラス製の容器 (無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他のガラス製容器)	
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	
主としてプラスチック製容器包装・製品プラスチックであって上記以外のもの	プラスチック資源
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	古紙 (紙パック)
主として段ボール製の容器	古紙 (段ボール)

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：トン）

	R8 年度		R9 年度		R10 年度		R11 年度		R12 年度	
主としてスチール製の容器	2,619		2,442		2,265		2,105		1,957	
主としてアルミ製の容器	4,440		4,220		3,989		3,779		3,581	
無色のガラス製容器	5,715		5,275		4,842		4,455		4,099	
茶色のガラス製容器	3,856		3,643		3,423		3,224		3,037	
その他のガラス製容器	3,733		3,429		3,131		2,866		2,624	
	3,435	298	3,155	274	2,881	250	2,637	229	2,415	209
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	13,625		13,506		13,313		13,157		13,000	
	13,625	0	13,506	0	13,313	0	13,157	0	13,000	0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	42,054		40,687		39,142		37,753		36,409	
	42,054	0	40,687	0	39,142	0	37,753	0	36,409	0
製品プラスチック	7,509		7,264		6,989		6,741		6,501	
	7,509	0	7,264	0	6,989	0	6,741	0	6,501	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	5		5		5		5		4	
主として段ボール製の容器	227		225		221		218		215	

※ その他の紙製容器包装については、ミックスペーパー等の「雑誌・その他の紙」という品目に含めて収集しているため、記載していない。

※ ガラス製容器（その他）、ペットボトル、プラスチック製容器包装及び製品プラスチックに係る分別基準適合物の指定法人への引渡見込量と、独自処理見込量の記載方法は次のとおり。

（合計）	
（引渡見込量）	（独自処理見込量）

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

- (1) 基準となる年度の容器包装廃棄物の資源化量を、当該年度の人口及び日数で割り、「基準となる資源化量原単位」を算出。
- (2) 容器包装廃棄物の品目に応じて、過年度の実績から、「基準となる原単位伸び率」を算出。
- (3) (1)で算出した原単位に、(2)で算出した率並びに分別収集計画の計画期間における各年度の推計人口及び日数を乗じ、「計画年度の分別基準適合物等の量」を算出。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物等の種類		収集に係る分別の区分	収集運搬段階	選別保管段階	備考
金属	スチール製容器	缶・びん・ペットボトル	ステーション収集及び拠点回収	市	事業者自主回収、資源集団回収も並行して実施
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器				
茶色のガラス製容器					
その他のガラス製容器					
プラスチック	ペットボトル			プラスチック資源	市及び民間業者
	その他のプラスチック製容器包装				
	製品プラスチック				
紙類	飲料用紙製容器	古紙（紙パック）		事業者自主回収、資源集団回収も並行して実施	
	段ボール	古紙（段ボール）			

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集する容器包装廃棄物・製品プラスチックの種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶・びん・ペットボトル	透明若しくは半透明の袋 又は 透明若しくは半透明の袋に入れ ふた付き容器	パッカー車 又は 平ボディ車	資源選別施設 (選別、圧縮・保管)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器				
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
ペットボトル	缶・びん・ペットボトル			
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック資源			民間の中間処理施設 (選別、圧縮・保管)
製品プラスチック				
飲料用紙製容器	古紙（紙パック）	ひもでしぼる		ストックヤード (保管)
段ボール	古紙（段ボール）			

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 環境事業推進委員制度

3Rや脱炭素社会の実現に向けた行動などを推進するため環境事業推進委員を委嘱し、自治会町内会等の地域や行政と緊密に連携して取組を進める。

(2) 資源集団回収

市民と事業者の自主的な活動である資源集団回収を安定的に実施するため、登録団体に対しては回収量に応じて、登録業者に対しては回収量と市況に応じて奨励金を交付する。

(3) 適正排出の促進

分別収集への協力率、資源物の品質向上を図るため、市民に対し分別収集の周知を図るとともに、未分別ごみの取り残しを行うことなどにより、燃やすごみへの混入の防止や、分別ルールを守らない者に対する罰則を含めた指導を実施する。

(4) 事業者の支援

製造・販売事業者等による自主回収や代替素材への転換、水平リサイクル等の実現に向け、事業者を後押しする。

(5) プラスチックの再商品化方法及び分別範囲の拡大検討について

プラスチック資源の再商品化については、現在、容器包装リサイクル法に規定する指定法人に引渡し・委託しているが、引き続き再商品化計画の認定を受ける方法の調査・検討を行う。

また、適正排出の状況や再商品化計画の認定等の契機を見極めつつ、現在、「プラスチックのみでできているもの」としている製品プラの分別基準について、拡大の検討を行う。